

# 令和 8（2026）年度条件不利地域におけるデータ集計及び可視化業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が令和 8（2026）年度条件不利地域におけるデータ集計及び可視化業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の目的

中山間地域等直接支払制度<sup>※1</sup>（以下、「本制度」）の対象エリアは 3 法<sup>※2</sup>指定が中心であるが、県が特認地域を設定することで、地域の実態に応じた条件不利地域を支援することが可能である。本県では、これまで 3 法隣接地域及び統計中山間地域<sup>※3</sup>を特認地域として設定してきたところであるが、ここ数年で大きく変化している集落の動向を把握し、本制度をはじめとする各種中山間振興の充実に結び付ける必要がある。

そこで、農林業センサス 2025 や国勢調査のデータ集計の他、土地条件等と人口推移の関係性などを客観的に分析・評価し、視覚化したツールを製作することで、県内の不利地域の的確な把握と地域の自発的な対策検討に結び付ける。

※ 1 傾斜地等の条件が不利な地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結して取り組む場合に、面積に応じて一定額を交付する制度

※ 2 特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

※ 3 農林統計に基づく農業地域類型区分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域

## 2 委託期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 1 日（月）までとする。

## 3 委託料

- （1）3,721,737 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- （2）委託料の支払いは、本業務完了後の精算払を基本とする。ただし、乙は業務遂行のための財源として前払金が必要な場合は、甲と協議の上、委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを甲に請求することができるものとする。

## 4 業務内容

### （1）統計データによる農業・農村構造の評価ツールの作成

農林業センサスをはじめ統計資料等を活用し、条件不利地域の状況把握に必要なデータの集計を行い、県内の旧市町単位<sup>※4</sup>で評価数値の閲覧が可能なツールを製作する。

#### 【基本的な集計項目例】

項目	集計内容 <sup>※5</sup>
人口	2005 年から 2025 年の各年度データ、増減率等
世帯数	2005 年から 2025 年の各年度データ、増減率等
DID（人口集中地区）	DID 有無、DID からの距離（時間）
高齢人口（人口率）	2005 年から 2025 年の各年度データ、増減率等
若年人口（人口率）	2005 年から 2025 年の各年度データ、増減率等

農家数	2005年から2025年の各年度データ、増減率等
農業従事者数（率）	2005年から2025年の各年度データ、増減率等
農林業従事者数（率）	2005年から2025年の各年度データ、増減率等
農業従事者の高齢化率	2005年から2025年の各年度データ、増減率等
経営耕地面積	2005年から2025年の各年度データ、増減率等
耕作放棄地面積（率）	2005年から2025年の各年度データ、増減率等
牧草専用面積（率）	2005年から2025年の各年度データ、増減率等
農林地率	2005年から2025年の各年度データ、増減率等

※4 旧市町は可能な限り昭和25年区分の旧市町村を最小単位とし、集計単位（市町、旧市町村（平成合併）、旧市町村（昭和25年）など）ごとに閲覧可能となるように集計を行う。

※5 データの取得が困難な年度がある場合には、2005年から取得が可能な年度までを採用する。

## （2）条件不利地域の地理的要因の解析と将来予測

ア （1）のデータに対し、地形データや農地の分布等の地理的データ等との関係性について分析・評価を行い、今後5年後、10年後の動向を推察する。

### 【分析・評価の主な観点】

- ① 山間部と平地により、人口減少傾向や高齢化の実態と推移に違いがみられるか
- ② 農家（農業従事者）の割合や農地の分布が、地理的条件との関係性がみられるか。  
また、過疎の進行との関係性がみられるか
- ③ 傾斜地の分布状況と各種データに関係性がみられるか
- ④ 経営規模と地理的要因等に関係性が見られるか
- ⑤ これらの関係性から5年後、10年度の人口減少傾向、高齢者の割合、農業の動向はどのように推移すると考察されるか

イ データは表・グラフの他、GIS等により地図上の分布を可視化することにより、市町単位<sup>※6</sup>で取りまとめる。また、市町の中の個別集落（旧市町村）について、集落機能の低下の恐れがある集落や特徴的な動向を示すエリアについて記述し、成果報告書とする。

※6 取りまとめる対象市町は3法指定、3法指定隣接、統計中山間地域を有する以下の18市町とする。なお、比較対照としてその他の市町等进行分析することは任意とする。（宇都宮市、鹿沼市、日光市、茂木町、益子町、市貝町、栃木市、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町、大田原市、那須塩原市、那須町、佐野市、足利市）

## 5 業務計画書の提出

本業務の実施に先立ち、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と十分に打合せを実施した上で、了承を得ること。

### （1）スケジュール

別紙1のスケジュールを基本とするが、甲と協議の上、変更可能とする。

## (2) 実施体制

- ア 本業務に関する実施体制を示すこと。
- イ 乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ウ 実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。
- エ 実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

## 6 実績報告等

### (1) 成果品

- ア 4の(1)の成果物のうち、令和2(2020)年を基準年とする集計結果及び一部の令和7(2025)年を基準年とする集計結果について、加工の可能な電子媒体により令和8(2026)年9月25日(金)までに納品し、令和7(2025)年を基準年とする最終集計結果については、令和9(2027)年3月1日(月)までに納品することとする。
- イ 4の(2)の成果物は、加工の可能な電子媒体とし、納品期限を令和9(2027)年3月1日(月)とする。

### (2) 中間報告

- 乙は、4の(1)及び(2)の取組状況について、令和8(2026)年10月23日(金)までに中間状況を報告すること。なお、報告書式は任意とする。

### (3) 検収

- ・乙は、納品期日までに甲に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができるものとする。

### (4) その他

- ・成果物は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。
- ・専門用語には説明を伏すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義付けを行うこと。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

## 7 著作権等

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり、画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (2) 本業務に係る著作権及び使用権は、全て甲に帰属するものとし、素材データもあわせ

て甲が自由に二次利用できるものとする。

- (3) 乙は、各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得るものとする。
- (4) 本業務により制作された成果物の一切の著作権は、全て甲に移転する。
- (5) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (6) 本業務により生じた特許権等の知的財産については、全て甲に帰属する。

## 8 秘密保持等

### (1) 個人情報の取扱い

乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (2) 機密保持、資料の取扱い

- ・受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を、委託した業務以外の目的で利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止の措置を講じなければならない。
- ・乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。
- ・業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。
- ・秘密保持は、契約完了後も有効に存続する。

## 9 その他

- (1) 本仕様書に記載された業務に係る一切の経費（人件費、報償費、交通費、宿泊・車両コーディネート費、消耗品費等）は、全て委託金額に含むものとする。
- (2) 乙は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

- (3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決する
- (4) 本業務の成果は、全て甲に帰属する。
- (5) 業務実施に当たっては、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (6) 委託内容やスケジュール等の修正・変更には可能な限り柔軟に対応すること。
- (7) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等以上の成果が得られる場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (8) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、業務を進めるものとする。また、協議の結果、甲から乙へ資料の提出を求める場合がある。
- (9) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、契約内容を甲に明示する。